

## いしかわ

61

2015 Winter

## NPO ニュース

特集

## 確認しよう！マイナンバー対策

## ●いしかわの非営利団体を紹介します

- ◆ VORABO
- ◆ 特定非営利活動法人アスモ・クレア

## ●インフォメーション



## あいむホームページにチラシコーナーを設置しました。

あいむのホームページに、NPO・ボランティア関係団体のみなさんからいただいたイベントのチラシや広報誌、各種団体の助成金情報などを掲載しています。

【アドレス】 <http://www.ishikawa-npo.jp/chirasi/kaisaiannai.htm>

トップページ (<http://www.ishikawa-npo.jp>) の「新着情報」の「チラシコーナー」をクリック！

掲載をご希望の方は、ぜひ下記までご連絡ください。皆様のお申込みをお待ちしております。

石川県NPO活動支援センターあいむ

〒920-0961 金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ7階

TEL : 076-223-9558 FAX : 076-223-9559 メール : [npo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:npo@pref.ishikawa.lg.jp)



あいむ

# 確認しよう！マイナンバー対策

平成27年10月にマイナンバー法が施行され、平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります。NPO法人などの法人には、1法人1つの法人番号が国税庁より通知されます。

そこで今回は、マイナンバー制度の概要とNPO法人がマイナンバーを取り扱う場合のポイントを紹介します。

## 1 マイナンバー制度の目的と利用

### 目的

#### 公平・公正な社会

不正受給の防止など  
社会保障費の適正化

#### 行政の効率化

国や自治体の  
情報照会などのムダ削減

#### 利便性の向上

住民票の添付などの  
行政窓口での手続きの簡素化

### 社会保障

国民年金、厚生年金、  
雇用保険、児童手当、  
生活保護、介護保険  
などの事務

### 税

確定申告、支払調書、  
源泉徴収などの事務

### 災害対策

被災者の生活再建支援金  
の支給、被災者台帳作成  
事務など

## 2 個人番号と法人番号

	個人番号	法人番号
付番	12ケタ 一人ひとりの個人に付番される	13ケタ 1法人につき1つの番号が付番される
通知	各市町村から「通知カード」により通知	国税庁から「法人番号指定通知書」により通知される
公開範囲	利用には厳格な制約があり、漏えいした場合の罰則も厳しい	利用について制約も少なく、誰でも自由に閲覧できる

### 3 組織としての対応

NPO法人が個人番号を扱うには、体制を構築し、個人番号を含む個人情報を取り扱う際の基本方針を作成するとともに、担当者や一般従業員への教育が必要となります。

#### ① 体制の構築

**対応例**：取扱部署、担当者などを記載した組織図の作成

**留意点**：次の点を明確にする。

- ▶ 事務取扱責任者とその責任  
※事務取扱担当者とは別に置くことが望ましい。
  - ▶ 事務取扱担当者とその役割
- 作成した組織図は取扱規程等と共に従業員に周知する。

#### ② 基本方針・規定の作成

**対応例**：基本方針を作成するとともに、取扱規程を定める又は就業規則等の既存の規程を改定する。

**留意点**：基本方針に定める項目の例。

- ・ 関係法令・ガイドライン等の順守
  - ・ 安全管理措置に関する事項
  - ・ 特定個人情報の取扱いを委託する場合の監督
  - ・ 質問及び苦情処理の窓口 等
- 取り扱う事務の範囲なども明確にする。

#### ③ 教育

**対応例**：事務取扱担当者、一般従業員に対して教育を行う。

▶ 事務取扱担当者への教育内容の例

- ・ マイナンバー法の規制内容
- ・ 本人確認の方法
- ・ 自社の情報管理体制の詳細
- ・ 取引先の対応の詳細

▶ 一般従業員への教育内容の例

- ・ 個人番号を取り扱わないこと
- ・ 規程等の変更点
- ・ 自分の通知カードの保管
- ・ 顧客等への対応

#### 個人番号を利用する事務を委託する場合には

委託先においても、委託者が自ら果たすべき安全管理措置と同様の措置が講じられるように、必要かつ適切な措置を行わなければなりません。

**必要な措置**▶ 委託先の適切な選定、安全管理措置に関する委託契約の締結、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

## 4 実務としての対応

NPO法人が実際に従業員から個人番号を取得する際には、本人確認が必要です。  
また、個人番号の保管や廃棄をする際には、漏えいを防ぐための措置が必要です。

### ① 取得・本人確認

源泉徴収票や支払調書の作成などにおいて個人番号を取り扱う場合は、従業員に対して、個人番号の提供を求めることができます。

ただし、個人番号の提供を受ける際には、**本人確認**を行う必要があります。

本人確認は、**個人番号カード**の提示を受ける方法や、**通知カード**または個人番号が記載された**住民票の写し**等と**運転免許証**等の身元確認書類の両方の提示を受ける方法があります。(下記参照)



#### ① 番号確認 + ② 身元 (実在) 確認

以下の1～3のいずれか

1. **個人番号カードの提示** (①、②両方を満たす)
2. ①**番号通知カード** + ②**運転免許証、パスポート** など
3. ①**住民票の写し** + ②**運転免許証、パスポート** など

※入社時などに本人確認している (以前から従業員である) 又は2回目以降の場合など、本人であることが見て明らかである場合は、身元確認は不要。

### ② 保管

#### I 紙の書類

**施錠**できるキャビネット・書庫などに保管する。

#### II 電子データ

事務取扱担当者以外の従業員などがアクセスできないようにする。

**対応例**▶ PCのユーザーアカウント機能を利用する。

▶ 情報システムが不正に外部から接続できないようにする。

※書類や電子媒体などを持ち出す場合は、パスワードの設定、封筒に封入してカバンに入れて搬送するなど、紛失・盗難などを防ぐようにする。

### ③ 廃棄

#### I 廃棄が必要になる場合

次の①と②の両方に該当する場合は**廃棄しなければならない**。

- ① 個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合
- ② 所管法令で定められている保存期間を経過した場合

#### 法定の保管期間がないもの（支払調書等）は？



保管期間については、確認の必要性及び保有の安全性を勘案し、事業者において判断する。（ただし、7年が限度）

#### 廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間は？



毎年度末に廃棄を行う等、保有の安全性及び事務の効率性を勘案し、事業者において判断する。

※ 個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で他の情報の保管を継続することは可能です。

#### II 廃棄の方法

**復元不可能な手段**によること。

- 書類の廃棄の場合の例 → 焼却又は溶解  
電子媒体の場合の例 → 物理的な破壊

#### ◆◆◆ 困ったときは ◆◆◆

マイナンバー制度に関するお問合せにお答えする国の相談窓口はこちらです。

マイナンバー総合フリーダイヤル▶ **0210-95-0178**（無料）

平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30（年末年始 12月29日～1月3日を除く）

- 参考
- ・平成27年11月22日開催 マイナンバー・法人番号セミナー資料  
（主催：石川県 講師：特定社会保険労務士末正哲朗・税理士大森英樹）
  - ・マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料  
（平成26年10月版内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室）
  - ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）  
（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）
  - ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び  
「〔別冊〕金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A  
（特定個人情報保護委員会）
  - ・中小企業におけるマイナンバー法の実務対応（経済産業省発表）
  - ・社会保障・税番号制度の導入に向けて（社会保障分野）  
（平成27年4月厚生労働省）

## VORABO (ボラボ)

【活動場所】金城大学社会福祉学部棟333演習室

### 活動のきっかけ

VORABO (ボラボ) は、被災地でのボランティア活動を行うグループで、メンバーは金城大学の学生たちです。金城大学には社会福祉学部があり、福祉のことを専門的に学ぶ学生が多いことと、ボランティアサークルが複数あることもあって、もともとボランティア活動をしている学生は少なくないのですが、東日本大震災がもたらした甚大な被害を見て、被災された地域の方に対して、「何かできることはないか」という思いを持った学生たちが集まって結成しました。

### 活動内容

東日本大震災の被災地での活動として、毎年、陸前高田市を訪れています。今年はVORABO以外の方も合わせて約40名が集まりました。活動の主な内容は、遺骨・遺留品の捜索やがれきの撤去などです。

遺骨・遺留品の捜索は、土砂をふるいにかけて行います。でも、一生懸命丸一日がんばっても遺留品はなかなか見つかりません。役に立てなかったと悔しい気持ちが残ることもありますが、次につながることを信じて活動を続けています。

他にも、今年から白山市ボランティアセンターが毎月開催している金城大学での出張相談に参加して、学生のボランティア活動に関する相談やボランティア活動保険の加入に協力しています。

金城大学では実習などでもボランティア活動に参加する機会がありますので、多くの学生が保険に加入しています。

また、白山市ボランティアセンターなどから提供されたボランティア募集などの情報をメンバーに伝えることもしています。



### 今後の展望



被災地での活動をもっと活発に行いたいところですが、遠い被災地での活動は、三泊四日といった長期の日程で行うこととなりますので、年に複数回実施することは、参加者の日程調整の関係から困難です。

そこで、例えば白山市の防災訓練などにボランティアとして参加するなど、地元でできることを見つけて、普段の地域の活動にもっと協力できれば、VORABOの活動の幅が広がるのではと思います。

また、今後とも、白山市ボランティアセンターの出張相談への参加を通じて、金城大学の学生のボランティア活動の活性化に貢献できればと考えています。

### 読者へのメッセージ

大学を卒業すると、被災地に行ってボランティア活動をする時間はなかなか取れないだろうと思います。その意味では、私たちVORABOの活動も、学生時代だからこそできる貴重な経験の一つだと思いますので、ご一緒に活動できる方はぜひメンバーに加わってください。

## 特定非営利活動法人アスモ・クレア

代表者：理事長 王 逸飛

【事務所】石川県金沢市暁町9番12号（暁町ハイツB・25号）

### 活動のきっかけ

介護保険が導入されて以降、福祉の市場化は一層進んでいき、新しいサービスが次々と始まるとともに、高齢者の福祉サービスはより身近なものとなりました。

しかし、利益優先の考え方により、一部地域での過当競争、営業利益が期待できない地域のサービス不足といった格差が現れ、悪質な業者が横行するなどの問題が起きている。

また、提供されるサービスの内容が画一的になりがちとなっていることや、経済的な事情などで福祉サービスを十分に利用できない方が少なからずおられることが見過ごされています。

今、一番に問われているのは「サービスの質」の問題なのです。

私たちは、国連が定めた高齢者の原則である「自立・参加・介護・尊厳・自己実現」に基づいてサービスを実施し、高齢者の豊かな精神や生きがいに貢献する福祉活動を展開していきたいと考えています。

### 活動内容

来年度からの開始に向けて、介護保険の通所介護（デイサービス）事業所の開設準備に取り組んでいます。

デイサービスの実施においては、流れ作業的なサービス提供ではなく、利用者それぞれに意味のある一日を過ごしてもらうために、毎日できる限り工夫をすることを目指しています。

そして、サービスを通じて一人でも多くの高齢者に安らぎや生きがいを感じてもらえるようにしていきたいです。

また、専門家との連携や地域の方たちとのふれあいを通じた高齢者の福祉・健康の増進も行っていきたいと思えます。

### 今後の展望

デイサービスだけでは、高齢者の方たちの全てのニーズにお応えすることはなかなかできません。そこで、将来的には、高齢者の地域サロンを併設したり、お泊りデイサービスを実施したりすることも考えています。

デイサービスなどの事業がうまくいけば、次に、障がい者の方たちを対象とした福祉サービスも実施していきたいと思えます。

また、私たちの中心メンバーには、日本で福祉政策と社会保険制度を学んだ中国からの留学生が含まれていますが、もし機会があれば、日本での経験を中国に紹介することができればと思えます。中国は日本と社会構造などに大きな違いがありますので、同じようなサービスを実施することは難しい面もあると思えますが、そのような中で、どこまで貢献できるのかを考えていきたいです。

### 読者へのメッセージ

法人名称のアスモ・クレアは、「アスモ＝明日も」「クレア＝造る」つまり「明日も造る」を意味しています。

高齢者の方たちを取り巻く環境に変化が起きている中で、高齢者の方たちが今何を求めている、何を行ってほしいのかを研究し、新しい発想やサービス内容を実践していくことで、高齢者の抱える問題を打破するとともに、新しい社会と私たちの価値を創造していきたいと考えています。

もし、そんな私たちの考えに共感してくださる方がおられましたら、ぜひ一緒に仕事をしていきたいです。

## INFORMATION

## 新しく認証した特定非営利活動法人 (平成27年9月1日～11月30日)

認証日	法人名称	主たる事務所の所在地	主な活動の種類
H27. 10. 1	特定非営利活動法人 未来の暮らしデザイン研究所	白山市八幡町109番地	まちづくりの推進
H27. 10. 22	特定非営利活動法人 スタンドパイユ	金沢市安江町18番地10号	社会教育の推進
H27. 11. 9	特定非営利活動法人 アスモ・クリア	金沢市暁町9番12号 (暁町ハイツB・25号)	保健、医療又は福祉の推進
H27. 11. 10	特定非営利活動法人 金沢いきいき元氣塾	金沢市池田町1番丁8番地1 コーポラス池田町1階	保健、医療又は福祉の推進
H27. 11. 26	特定非営利活動法人 小松うどんつるつる創研	小松市小寺町80番地1	経済活動の活性化

## これDO? (企業×NPO物品マッチングシステム)

「これDO?」は、NPOが希望する物品について、企業などから不要になった備品などを提供してもらい、あいむが仲介してNPOで有効活用してもらう仕組みです。

最新情報	提供者	羽咋市社会福祉協議会 (羽咋市民)
	提供備品	パソコンプリンターインクカートリッジ (EPSON、キヤノン)

詳細はあいむホームページで▶<http://www.ishikawa-npo.jp/koredo/>

## つながり広がる石川の種を育てようⅢ (平成27年度石川県NPO起業実践講座開催事業)

「つながり広がる石川の種を育てよう」は、あなたの中にあるたくさんの種 (経験や能力、個性) を発見して芽吹かせるお手伝いをする事業です。

いろいろなテーマで講座を開催しますので、ぜひご参加してください。

※第1回から第8回は終了しました。

第9回	1月21日(木)	19～21時	金沢会場	【実務編】活動記録を財産に変えるデータ管理術
第10回	3月17日(木)	19～21時	金沢会場	未来計画書のススメ

■ 金沢会場：石川県NPO活動支援センター

## NPO×企業コラボレーション企画

## つながり「広げる」石川の種を育てよう！

NPOと企業がコラボして地域に貢献するこれからのあり方を事例を通して考えます。  
ワールドカフェやフィッシュボウルの手法で参加者全員で意見交換しましょう。

日時：平成28年2月14日(日) 10時～12時

会場：石川県庁19階展望ホール

定員：50名

詳細・お問い合わせ・お申し込みはコチラ

<http://www.hyakumangoku.org/ishikawaseed3/>